

第5期第3回横浜市子ども・子育て会議〔総会〕 会議録

日 時	令和4年3月24日（木）午後5時00分から午後6時28分まで
開催場所	オンライン開催
出席者	大日向雅美委員長、明石要一副委員長、池田浩久委員、石井章仁委員、上岡朋子委員、大庭良治委員、川越理香委員、坂本寿子委員、相馬直子委員、田中健委員、津富宏委員、萩原建次郎委員、福居恵子委員、宮崎良子委員、八木澤恵奈委員
欠席者	青柳寛子委員、青山鉄兵委員、苅込大委員、後藤美砂子委員、辺見伸一委員
開催形態	公開（傍聴者2人）
議 題	<p>1 部会報告</p> <p>2 報告事項</p> <p>（1）令和4年度こども青少年局予算等について</p> <p>（2）「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業等に関する中間見直しについて</p> <p>（3）「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」原案について</p>
決定事項等	
<p>1 部会報告</p> <p>放課後部会から資料に基づき報告</p> <p>2 報告事項</p> <p>（1）令和4年度こども青少年局予算等について</p> <p>事務局より資料に基づき説明</p> <p>○石井委員 全体的にはそんなに異論はないのですが、新型コロナに関しての対応で、2月15日付の厚労省の通知文によると、休園する場合は代替保育をなささいというふうなところが出されていると思うんです。代替保育という言葉が先ほどの書面の中にもちょっと出てきますが、私自身、イメージがつかなくて、どのような状況になったらどのようになるのか。横浜市さんは、ホームページにはフローの図なんかもいろいろ挙げていらっしゃいますが、分かりやすく、代替保育と休園の関係について、今現状がどうなっているか、教えていただきたいと思います。</p> <p>○事務局 ご質問ありがとうございます。代替保育についてですけれども、基本的に横浜市では、まず、職員や子どもに感染者が判明した場合、感染の可能性がある方を特定するために一旦休園いたしますが、感染の可能性がある方が判明し次第、すぐに一部保育再開といたしまして、感染の可能性のない職員と子どもで、すぐさま一部保育を再開します。その一部保育再開といたしましても、例えば9割方再開できる場合も多かったです。そういう場合はほかの園で保育する必要がないので、同じ園で一部保育再開というものができます。他の園で代替保育を活用しないといけない場合は、職員の大半が濃厚接触者なり感染者になってしまっていて、その園での保育が不可能な場合には、ほかの園での代替保育が必要になってくる場合が出てきます。ケースとしては、かなり限定されますけれども、ないケースではありません。その場合、本市では、国がこういう方針を出す以前から、代替保育を使った場合の認可外保育施設とか、ベビーシッターを利用した場合の費用の補助をやっていたので、国が後追いでこういうのもできますよというのをやってきたなと感じているところではございますが、横浜市では以前からやっていた部分ではございます。この国の通知も受けて、改めてそういう制度がありますよということで、各施設にも改めてお知らせしておりますし、認可外保</p>	

育施設ですとか、ほかの園がやっている一時保育なんかを利用できる場合もあるかもしれませんが、この現状で休園の施設が保育所でも結構多いので、ほかの保育所で預かれる場合が限定されてくる部分もあるのは正直なところですが、実際そういった形で既に横浜市では制度として設けておりましたし、ご利用した場合の費用の補助もやっていたところでございます。

○石井委員 ありがとうございます。現実的にそういう代替保育というのは可能なのかどうかというのも、結構難しい線なのかなと思ったのですが、可能なのでしょうか。

○事務局 実際に感染の可能性のある方になってしまえば、そもそもほかの保育所も使えなかつたりするので、感染の可能性がない方がいるのにもかかわらず、それを保育できるスタッフがいないというケースがそもそもそんなにないんですけれども、可能かと言われると、やはり実際にベビーシッターをご利用されて、その補助の申請をしてこられている方というケースは何件かございまして、実際にベビーシッターを利用せざるを得ないというケースはあって、ご利用されている方もいるのが実情です。

○石井委員 ありがとうございます。

○八木澤委員 新型コロナ対策の(5)、(4)なんですけれども、(5)の障害児施設等に対する抗原検査事業<新規>を入れていただいてありがとうございます。障害のある子たちの中では、マスクの着用ができなくて、支援者さんにうつることがとても多くて、クラスターになっているという話をすごく聞いております。子どもの中では、2か所、3か所、事業を併用している子たちがとても多いので、どこで発生したかとかはもう追えなくなっている状態です。ただ、その施設が閉所してしまうと、お母様たちだけでなく、子どもたちも行き場がなくなって、どうしていいか、分からないという状況がありましたので、こちらの事業を新規で設けていただいたことを感謝いたします。ありがとうございます。

施策分野1の基本施策①の(2)保育・教育施設及び地域型保育向上支援費<拡充>について、こちらも障害児の受入れに当たり、保育士さんを加配するための経費を拡充していただいて、ありがとうございました。

15ページ、施策分野1の基本施策①の2、多様な保育ニーズへの対応の幼稚園等における長時間預かり<拡充>についてですが、私は障害のある子を代表してこちらに伺っているのですが、保育を必要とする在園児を対象に、常態的に長時間の預かり保育というところが拡充となっていますが、保護者の就労等によりという対象なのですが、ここまで預かりの範囲が長くなっているのは、将来的に見てどういった影響が考えられるのかとか、専門分野の先生方にお聞きしたいなと思いました。幼稚園での児童たちの様子、実態を見たときに、現場では適切な養育なのかとか、そこら辺の疑問は湧き上がっているのでしょうか。現場の皆さんのご意見も併せてお聞きしたいと思えます。

○事務局 幼稚園の預かり保育の件でよろしいでしょうか。幼稚園の預かり保育の利用が伸びているというところは、保育所だけでなく、例えばご両親、共働きのご家庭でも幼稚園を選択することもできますよという形で、幼稚園も預かり保育を実施していただくことで、選択の幅が広がるという形で、待機児童対策の一環としても預かり保育の拡充を進めさせていただいているところです。ただ、その枠の確保だけではなくて、質の確保も幼稚園と一緒に実はやっております、実は昨日もそうだったんですけれども、幼稚園の預かり保育にわくわく！はまタイムという名前をつけておまして、お配りしている予算概要の19ページ、5の幼児教育の支援にも「預かり保育事業～わくわく！はまタイム～」と書かせていただき、その中でも質の確保・向上という点では、研修会を年に3回

とか行って、実際に預かり保育に携わる先生方とともに、預かり保育の質の向上はどうしたらいいのか、実際にオンラインでの講義を受けた後、自分の園でも実践していただいて、その実践したものをドキュメンテーション化して、お互いに共有する。冊子化して、全園に配る、といったことを今年度も取組として行わせていただいております。幼稚園の預かり保育についても、質の確保をしていることを、今後市としてもバックアップし、一生懸命宣伝もさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○八木澤委員 愛着の観点、愛着形成の問題とかからはどのような考えがあるのか、専門の先生方にお聞きしたいと思います。

○大日向委員長 では、事務局からお答えがある前に、私の専門領域なので、お答えさせていただいてもよろしいでしょうか。

今の八木澤委員のご質問は、通常幼稚園は4時間保育なのに、それが延びていることに対するご懸念ということでしょうか。

○八木澤委員 お願いします。

○大日向委員長 愛着形成は本当に大切なことだと思います。ただ、乳幼児期の愛着は、家庭の親をもちろん中心といたしますけれども、それ以外の大人。特に園での保育の専門家の先生方の行き届いたご指導も大変大切な愛着でございまして、あまりにも多くの人ということではないです。やはり情報処理能力が乳幼児期は限られておりますが、一定数、そのお子さんの成長、発達に責任を持ってくださる方の行き届いた保育、愛情形成というのは子どもにとって不可欠なもの。集団保育は、子どもにとって家庭での保育と同じように大事なものだということが、昨今の保育界での1つの定説になっておりますので、そのあたりは今の事務局のお答えにもありましたが、保育時間を長くなさったとしても、保育の質に関しては非常に留意された保育を行っていらっしゃるの、大丈夫と私は考えております。

○事務局 おっしゃっていただいたとおりです。ありがとうございます。そして、先ほどご紹介した幼児教育の支援の次のページに「よこはま☆保育・教育宣言～乳幼児の心持ちを大切に～」という内容を掲載しておりますが、これは、幼稚園、保育所と一緒に考えて内容でございます。この内容も預かり保育の先生方にも共有し、同じ方向を向いて保育の質の向上に努めているところでございます。また、保育士など、もちろん有資格者の配置も基準として義務づけておりますし、その配置基準もしっかり守っていただいた上で預かり保育をしていただいているという点もご安心いただければと思います。

○石井委員 保育・教育部会から補足させていただきます。今の委員のご質問に答えになるかどうか、分かりませんが、保育・教育部会の中では幼稚園の預かり保育に関する認可の案件や、低年齢児の保育、2歳児の保育を始めるに当たって、内装整備するための審議等々を行っております。その中で、こういう設備、環境ではちょっと難しいのではないかみたいな案件が上がってくるのがままございまして、その都度、部会の中で、ここをこうしてほしいとか、このような考え方で始めてほしいみたいなご意見を述べさせていただいて、行政からもそれを事業者に言っていただくという過程を踏んでいます。それは入り口のところでですので、運用上、実際にどう運用されているかは、その後、行政の中でも巡回して相談に乗るみたいな部署もありますので、その辺に委ねられるところではあるんですけども、あまりに新規認可の小規模の保育等々の案件とか、いっぱいあるので、ちゃんと見てくれる人がキャパオーバーになっていないかなというのが最近気になります。そのあたりについて、事務局から補足いただければと思います。

○事務局 保育の質につきましては、教育宣言も含めまして、全保育士に周知を図っているところです。巡回等につきましても、課題だけではなく、新規開所した園につきましては園内研修のサポーター派遣事業なども行っておりまして、まず、園内でも保育の質について語り合っていただくような取組も始めております。また、開所前の研修も行い、施設長のマネジメントの部分、開所前の保育士も含めて、園の中でチームワークをつくっていただくような取組も行っております。今後も保育の質の向上につきましてはしっかりと努めてまいりたいと思います。

○大日向委員長 石井委員の補足のご説明、そして、ただいまの事務局のご説明ありがとうございました。巡回相談もきちんとしていらっしゃるんですね。

○津富委員 大雑把な質問と、それを具体的にした質問があります。今度国でこども家庭庁ができるというのは、私もそれほど詳しくないのですが、それと関連してどんな変化があると予想されているか、あるいはどのような準備をされているかということです。

私が気になっているのは、こども家庭庁の議論の流れを見ていると、以前、横浜市も関わっておられた宮本みち子先生は、これは18歳を切れ目にするものではなく、18歳以降も対象にすることを最後の会議で確認されたようですが、比較的18歳以前のところに力が入った改革のように思えます。一方、横浜は、こども青少年局でこれを一体に扱うということで、非常に先進的で、優れた取組だと思っていますが、子ども・若者の連続性みたいなことをどのように残していられるか、大事にしていられるのかというのが大まかなほうの質問です。

細かいほうの質問は、ご存じのとおり、間もなく18歳が成年年齢に入るわけですがけれども、私の印象では、例えば選挙権が下りたときには社会全体で非常に注目が集まって、いろいろな準備がされて、学校なんかでも教育に取り組まれたような印象がありますけれども、成年年齢のほうは、具体的な被害が出たりするのではないのかなとか、もちろん投票もいろいろな政治的結果をもたらすのだらうと思いますが、個々具体的にいろいろな権利侵害が起きることが想定されるにもかかわらず、意外と十分な準備というか、社会的な注目とか関心が集まっていないような気がして、今回いただいた資料の中では、特にそれに対してこういう対策をしていきますというようなことが見当たらなかったの、やっぱり18歳になる前に、若者が中心となりつつ、十分に準備していかないと、18歳になったらこうだよということをただ情報として知っているというよりは、具体的な権利はどういうものなのか、あるいは、その権利を行使するためにはどういう状況が必要なのかみたいなことを学んでおく必要があると思いますが、そのあたりのお考えを教えてくださいというのが細かいほうの質問です。

○事務局 まず、こども家庭庁の創設の動きについてですが、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。この中でも、こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設ということで、子どもを主体としたところが大きく1つのキーワードになっているかと思います。基本理念も、子どもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案が示されております。具体的な内容については、今後示される情報等を引き続き我々も注視していきたいと思えます。なお、子ども・子育て会議委員の皆様方にもご審議いただいております「横浜市子ども・子育て支援事業計画」の理念としても、「子どもにとって」や「子育て家庭にとって」という視点をもって進めてきておりますので、基本的な方向として、こども家庭庁と同じ方向を向いて進んでいると思えます。一方、国も、この政策を強力に進めるために必要な安定的な財源の確保もうたっていますので、私ども横浜市としても財源も含めてしっかり確保して、子どもの視点に立って進めていきたいと思えます。

また、基本方針にある「切れ目のない包括的な支援」でいいますと、「横浜市子ども・子育て支援事業計画」で、生まれる前から、乳幼児期を経て、青少年期に至るまで、連続性のある切れ目のない支援という形で進めてきておりますので、しっかりそれを進めていきたいと思っております。

○事務局 成年年齢下げに伴う様々な影響とか、例えば契約の部分とか、そういった影響は確かに考えられると思います。そういった問題につきましては、例えば教育委員会であるとか、もしくは消費者教育ということであれば、関係する局が連携して取り組んでいるところでございます。私どもの取り組みでは、関連する団体でよこはまユースという団体がございます。そちらと一緒に若者や周りの大人の方に対して、成年年齢下げに関する啓発やセミナーなども行っているところです。

○津富委員 ありがとうございます。若者を中心に取り組んでいただけると、彼ら自身も主体的に取り組めると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

○坂本委員 ラシク045の坂本です。先ほどの説明の中で新規事業、ヤングケアラーの支援を新たに始めると伺いましたが、地域の中でもそういう話題が少し出てきています。ヤングケアラーの実態を把握するための調査を実施するというご説明があったのですが、ヤングケアラーはすごく配慮が必要になってくるかなと思っています。新規事業ということで、どのように調査を進めていかれるのか。なかなか見えにくいところなので、どのように考えられて、どのように調査を進めていかれるのか。教えてもらえたら助かります。

○事務局 委員がおっしゃるように知られたくないと思っている子どもも本当にたくさんいると思うので、調査というのはなかなか難しいのかなと思いますが、調査は学校を通じて行います。小学校5年生と中学校2年生、高校2年生を対象に、インターネットで回答いただくような形をとっています。5年生などは、学校によってですけれども、ホームルーム等の時間を使っていただき、先生からヤングケアラーとはこういうことだよとか、相談していいんだよとか、ご説明していただいた後、お名前は書かないような形で、どういうケアをしているとか、そのような設問に答えていただこうと思っています。自宅に封書などを送っても、子どもが開けてというのはなかなか難しいと思いますので、子どもたちへヤングケアラー、また、教員にも啓発みたいな意味も含めまして、学校を通じた調査を考えています。

○田中委員 質問というより、意見でもあるのですが、子どもの貧困対策のところでは書かれていると思うんですが、先ほど津富先生からも話があったように、自分も若者の支援というところが気になっていて、例えばコロナの状況になって、オンライン授業が始まったりとか、横浜市の総合高校で定着しているのかどうかというところで、市立の高校でどのような支援をするのかと思うのですが、実際には中退率が上がったのかという思いがありまして、高校を続けさせる支援というより、中退してしまった子どもをどのように被害を受けないようにしていくのかとか、その後、どのような職業に就いていくのかという支援があるといいのかなと思いました。これは、どちらかというと、中退させない支援だったり、実際には大学進学への支援だったり、実際に中退してしまう子どもが現実的にデータでたくさん出ているのではないかと、そういうことも含めて、よく分かった上で対策が講じられるといいのかなと思いました。

○萩原委員 23ページの施策7について、「すべての子ども・若者の健全育成の推進の3、青少年関連施設の運営等で主な野外活動施設の予算が5000万円ほど削減」となっているかと思います。その理由をお聞かせいただきたいと思っております。今、子どもたちの居場所がだんだん屋内施設化されていて、放課後子ども教室の拡充は、それはそれで、保護者のニーズとしては必要だとは思いますが、子どものニーズからすると、実は外で思いきり友達と遊びたいというニーズは非常に高いものがあるもので

すから、その問題意識も背景として質問させていただきました。いかがでしょうか。

○事務局 ご質問の青少年関係施設の予算の減少につきましては、今年度、令和3年度は改修工事を行いました。その工事が終わりましたので、来年度についてはその分の予算が減っているものでございます。実際の運営に係る経費につきましてはしっかりと確保しておりますので、ご安心いただければと思います。特に先生ご質問の外遊びとかに関しては野外活動センターなどで野外活動の支援をしておりますけれども、そういったところでもしっかりと予算を確保しております。

○萩原委員 ありがとうございます。これは1つの意見になりますが、子どもたちの放課後の外遊び環境というのは極めて劣化している状況で、実はこれが本当は大きな裾野として、あらゆる子ども、全ての子どもたちの生育の基盤になっているかと思われまます。2014年に神奈川県生涯学習審議会放課後の子どもたちの調査、1万1000人と保護者9000人に大規模調査をかけている結果があります。それを見ますと、100%近くというか、90%の子どもたちからも、保護者からも、先ほど申し上げたように、放課後、外で友達と一緒に自由に遊びたい、保護者も同じ思いを持っている、様々な体験をさせてあげたいというのがニーズとしてはっきりデータで出てきました。先ほど施策の全体の方角性として、子ども・若者の視点から施策を考えるというふうにご説明がありましたので、子どもたちのそういうニーズというのはどのように捉える予定でいらっしゃるのかも本当は聞きたいところです。でも、それは時間の関係で割愛させていただきますが、それがないと、子どもたちの現状は厳しいかなと私は感じております。

○大日向委員長 ありがとうございます。ご意見として承って、ご説明くださいますようお願いいたします。

(2)「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業等に関する中間見直しについて

事務局より資料に基づき説明

(3)「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」原案について

事務局より資料に基づき説明

○大日向委員長 それでは、委員の皆様からはかに何かございますか。

○八木澤委員 先ほどの萩原先生のお話を聞いて、障害のある子も同じ状況だなと思ひまして、ご意見させていただきます。令和4年度こども青少年局予算概要26ページの在宅障害児及び施設利用児童への支援等ということで、障害児通所支援事業等の件です。放課後等デイサービスの事業所見込数がまだこれから450か所あるということで、デイサービスはこれから増えていくところだと思いますが、利用する子どもたちはすごく軽度の子がとて増えています。増えた一因として、発達障害という障害名が広がってきたことによって、今まではその子なりの個性の範疇として考えられてきたものが、うちの子の発達、大丈夫？と考える親が増えてきて、いわゆる普通の子という今までの範疇というか、範囲がとて狭くなってきていて、枠から外れてしまうという不安を感じるお母さんたちが増えています。放課後等デイサービスや児発なども事業は増えていて、手帳の有無で利用の可否が決まっているのですが、手帳がなくても利用できる事例があります。お医者さんから自閉スペクトラム症などの診断をつけてもらえると、一般級に所属していても利用できるようになっています。なので、うちの子は大丈夫だけれども、診断だけ出してくださいというニーズがとて

も多くなってきました。これは一般の小児科では診断できないので、結局、療育センターなどに行つて、診察までの待機時間が必要な子も含めて、診断が遅くなっていると私たちは考えています。

診断書待ちということなので、肝腎な療育にはつながらないのです。親側のニーズ、ニーズといつても、子どものことをプロの目線からいろいろ療育していただきたいという方もいらっしゃるが、就労のための診断書作成になってはいないかと心配しています。それが事業所のニーズとして多くつくることにつながるのでしたら、ちょっと違うのかな、イタチごっこになってしまうのではないかなと私たちは思っています。

放課後等デイサービスの日数のこともそうですが、横浜から岡山に引っ越された方が、横浜では週3使っていたのが、向こうに行ったら週1になったんだよという話がありました。計画相談がしっかり入って、幾つかの放デイを見に行つて、それから決めることができた。数を多く出さないで、丁寧に子どもの様子を見てもらつて、子ども重視で話が進んでいることにお母さんたちもはつと気づいたそうです。

最近では、私たちの会の会員でも、幼稚園卒業と同時に放デイを使わないといけないのかもと考えるお母さんたちがとても多くなってきています。新1年生が、4月の段階から利用をスタートするので、新しい学校と放デイということで、どちらが学校なのかの区別がつかなくなっていたり、ドア・ツー・ドアの送迎がついていたりするので、雨の日の傘の差し方など、生活の部分の積み重ねができていないところが見受けられてしまうことが、私たちの中でも危惧しているところであり、本人たちのために使ってほしいところがあつて、先ほどの予算の概要でもありましたが、子どもの最善の利益を尊重されることを一番に大切に考えていただきたいなと思います。

○事務局 ご意見ありがとうございます。我々としましても、放課後等デイサービス等のいわゆる通所支援事業所、非常に多くなっていることは感じております。それだけご利用したい方々も多いのかなとは思っているところですが、いずれにいたしましても、それぞれの事業所の質の向上を目指しまして、指導等、これからも力を入れていきたいと思っております。

○津富委員 1点だけ、ご検討いただければということで申し上げたいと思います。横浜市の場合は同じ県内なので既にお聞き及びと思いますけれども、横須賀市が大学生に対しても生活保護に相当のお金を支給するという制度を始めました。現在大学生は、夜間の学生を除いては昼間の学生は生保を受けられなくて、非常に厳しい状況にあり、しばしば退学に追い込まれるという状況が問題になっていますが、先ほど田中委員からも大学生の話がありましたが、ご検討お願い申し上げます。

○大庭委員 今の障害に関するいろいろな支援のお話でございます。保育所といたしましても今、非常に大きな問題になっているのは、障害のある方が突然入所して、我々、本当に何の準備もできなかったというところで、やはり入所されたお子様が非常におびえた状態での保育が続くことがあります。保育所が悩んでいらっしゃるお母様のかけ橋となつて、窓口をしっかりとつくつていかないと、いつまでたつても療育センターに行くタイミングを逸してしまうと考えております。我々がただ障害云々を問題にすることよりも、まずは悩んでいらっしゃるお母様と我々が情報を共有できて、それで仲介していくようなシステムを作りたいと思っております。そのためには、やはり保護者から情報を得る1つの流れを考え、保護者、利用者、地域の方に、そういった窓口があることをしっかりお伝えしていける、そういったことを考えております。

○大日向委員長 今の大庭委員のご意見は、先ほどの八木澤委員のご意見と関連した大変貴重なご意見をいただいたと思います。感謝申し上げます。

○上岡委員 市民委員の上岡と申します。今のお話に関連する内容で、実際の子育ての現場で気になっている

ことがありますのでお話しさせていただきたいと思います。今、時期的には、保育園や幼稚園の入園の時期となっているのですが、幼稚園のプレに参加された方が、発達障害の疑いがあるということで、園から入園を断られるというのをかなり聞きます。先に療育で診断を受けてもらえれば加配をつけられるので入園できるという話ですが、療育の待ち時間が長く、入園に間に合わないとか、加配のタイミングとか、人材の確保が難しいということで、そもそも入園を断られてしまうというケースも聞いています。なので、プレの段階でそうなってしまうと、間に合わずに行き場がないまま、かなり手がかかるお子さんを3歳の段階で抱えるお母さんたちを見てきています。何かこの対策をもうちょっと前の段階でできないかなというのが気がかりになっているところです。

○事務局 ご意見ありがとうございます。大庭委員からのお話にもありまして、実は大庭委員からは、園長会などを通じてご意見をいただいております。園としては、しっかりと体制を組んでお子様を受け入れたい、配慮の必要なお子様に対してしっかりとスタッフをそろえて受け入れたいんですけども、その情報が来るタイミング、お子様の状況が判明するタイミング自体も様々ですし、そして、園に入園することが決まるタイミングもありますし、その辺で、現在の仕組みから、なるべく情報が早く伝わるようにならないかという課題感もいただいております。そして、大庭先生がおっしゃったように、地域の中で、そもそも園児だけに限らず、保育所なり幼稚園が子育てに関わる悩みとかを相談できるような頼れる存在になれば、事前に子どもの発達に不安のあるご家庭が保育所や幼稚園に相談に行く。幼稚園、保育所も、そういうお子さんが地域にいらっしゃるのだなということを早め知る仕組みができないかというお話として大庭先生もおっしゃっていたところでして、非常にいい取組ができればいいなどは考えておりますし、一生懸命園長会などと一緒に考えている途中でございますので、引き続き一緒に取り組んでいきたいと思っております。

○大日向委員長 ありがとうございます。現場の親御さんの状況としては切実だと思いますが、市も取り組んでくださっているところでございます。

○八木澤委員 何度も申し訳ありません。私たちの障害児地域訓練会というのは18区全ての区に1つ以上ありまして、それこそ療育センターに間に合わなかったとか、待機時間のところで、保育部というところで、地域の支援者さん、民生さんとかも含むのですが、そちらの方たちと一緒に子どもの育児のことを考え、お母さん同士、同じ悩みを打ち明けて、話をして、気持ちがほぐれるということがあります。地域訓練会というと、親がやらなくてはいけない、大変というイメージがとて多く、今は就労につながるまでの間という形で、二、三か月利用してもらっても全然構わないよという形で私たちも考えております。なるべく地域の中で障害のある子たちが、また、お母さんたちが不安にならないように、誰かの支援が地域の中で必ずあるよということを私たちのほうでも伝えておりますので、そういうときには、ぜひ地域訓練会も紹介していただくと助かります。

○坂本委員 先ほど子ども・子育て支援事業に関する「量の見込み」及び「確保方策」というところがあったのですが、量的な議論だけではなく、今までもご議論あったと思うのですが、出席配慮みたいなことについても皆さんでたくさん議論していきたいなと思います。今、実際に子育て中、産前産後も含め、コロナとか今までにない状況、すごく難しい、大変な、SOSも言えない、里帰りもできないという子育て中のお母さんたくさんいて、すごく困っていて、実はその声を拾えていないところもたくさんあるんですね。これからはこの部分について、配慮し、皆さんで考えていかなければいけないと思っているので、当事者の声も丁寧に拾って行って、アンケートの取り方というの、今までの取組だけではなくて、丁寧に、そういうところも併せて、量的なところだけではなく、質的なところを取り入れられように皆さんで考えていけるといいなと思います。

資料	資料1	第5期横浜市子ども・子育て会議 委員名簿・部会名簿
	資料2	第5期横浜市子ども・子育て会議事務局名簿
	資料3	横浜市子ども・子育て会議条例 ・ 横浜市子ども・子育て会議運営要綱
	資料4	部会報告 放課後部会
	資料5-1	令和4年度こども青少年局予算概要
	資料5-2	令和4年度こども青少年局組織機構改革
	資料6	「第2期横浜市子ども・子育て支援事業計画」における保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業等に関する中間見直しについて
	資料7-1	「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」原案について
	資料7-2	「第2期横浜市子どもの貧困対策に関する計画」原案<本体冊子>
特記事項	なし	